

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
I-1-2（金融先物取引業者の監督に当たっての基本的考え方）関係	
<p>弁護士等との意見交換等により、取引の実態等について積極的に情報収集する旨を明記すべき。</p>	<p>監督対象となる業者に関する情報については、従来より、当該業者を監理する財務局又は金融庁において、また、金融先物取引業者の違法行為に関する情報については、証券取引等監視委員会の情報受付窓口において受け付け、情報収集を行っているところです。</p>
II-2-1（自己資本規制比率の正確性）関係	
<p>(1)④イ及びハについて、証券会社が兼業で金融先物取引業を行う場合を考慮し、ただし書で「証券業を兼業する業者において、当該劣後特約付社債を、引受により取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く旨を規定していただきたい。</p>	<p>ご意見をを受けて監督指針に規定を追加します。</p>
II-2-3（市場リスク管理態勢）関係	
<p>(3)①イ及びロについて、自己売買業務の範囲は金融先物取引の自己売買であると解してよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>(3)①イ及びロにいう自己売買業務とは、取引所金融先物取引を自己で取引する場合を想定していると理解してよいか。</p>	<p>取引所金融先物取引を自己で取引する場合のほか、対顧客取引とは別に自己の利益を図る目的で他の金融先物取引業者等と店頭金融先物取引を行う場合が含まれるものと考えます。</p>
<p>(3)①ロについて、店頭金融先物取引（特に為替市場に関する取引）については、24時間取引が可能であることもあり、あらゆる時点において管理する必要があるとすると負担が重いことから、一定時点における管理を行うことで足りると理解してよいか。</p>	<p>合理的な頻度で定期的に管理を行うことを前提としているのであれば、そのような理解で結構です。</p>
<p>(3)①ロについて、自己売買業務の日中の時点管理については、経過期間を設けていただきたい。</p>	<p>自己資本比率規制については、その適用に関して猶予期間が置かれていることから、本項目に関しても自己資本比率規制の猶予期間中は適用が猶予されているものと考えます。</p>
II-3-2（金融先物事故等に対する監督上の対応）関係	
<p>金融先物事故等の定義に「その他委託者の保護を害し又は害するおそれのある行為」を加えるべき。</p>	<p>ご意見をいただいた行為は、II-3-2（注）iii）に規定する「その他金融先物取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来たす行為又はそのおそれのある行為であって i） ii）に掲げる行為に準ずるもの。」に含まれるものと考えます。</p>
<p>金融先物事故等の定義の注記 ii）については、金融先物業者又はその役職員が、金融先物取引業に関して、告発等を受けたときを指すものと理解してよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
II-3-3（営業員管理体制）関係	

<p>(1)①イに規定する「営業管理責任者等」とは、銀行でいえば、各営業店で営業活動を統括している者（支店長、営業担当課長等）を指すと考えてよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。なお、本項目の趣旨を明確化するため、「営業管理責任者等」の文言を「各営業部門における管理責任者等」に修正いたします。</p>
<p>Ⅱ－３－６（適合性原則）関係</p>	
<p>適合性を有しないものの例を具体的に明記すべき。</p>	<p>適合性の原則について定めている金融先物取引法第77条第1項は、金融先物取引業者の禁止行為を定めているものの、行為としての禁止というよりも金融先物取引業者の業務状況として不適切な行為を行わないことを担保するための規定となっていることから、当該条文を受けて規定している監督指針において、適合性を有するか否かに関し、個々の取引に係る判断基準を設けることは困難であると考えます。</p>
<p>適合性原則違反の項について、民事効、特に取消権付与を検討していただきたい。</p>	<p>監督指針において、ご意見にあるような民事効を付与することは、法的に困難であると考えます。</p>
<p>(1)①イにおいては、「勧誘に当たっては、具体的、客観的な取引開始基準を定め・・・」としているが、これは、勧誘時点において、顧客の適合性をチェックする内部手続とすることによいか。</p>	<p>勧誘時に限らず、口座開設時等も含まれるものと考えます。</p>
<p>(1)①ロにおいては、「内部管理部門においては、顧客情報の把握及び管理の状況を常に把握するように努め・・・」としているが、この「常に」とは、「必要と認められるときにはいつでも」という趣旨と理解してよいか。</p>	<p>本項目にいう「常に」とは、業務時間中絶え間なく何らかの具体的な行動を起こしていなければならないということの意味するものではありませんが、単に主観的に必要と認められるときのみでは不十分であり、合理的な頻度で定期的に情報の更新や管理状況のチェックを行う必要があるものと考えます。</p>
<p>Ⅱ－３－７（不招請勧誘の禁止）関係</p>	
<p>商品先物取引において、顧客カードの杜撰な作成が常態化していることを踏まえ、顧客からの電話内容、顧客との面談状況を録音するよう指導すべき。</p>	<p>ご指摘のように、顧客カードの適切な作成と管理は、不招請勧誘の禁止規定を遵守するためにも重要な事項であると考えますが、顧客カードを適切に作成・管理するためには、方法の如何を問わず、カードの内容につき事後的に検証が可能になるよう、各業者において適切な管理方法や管理体制を整備することが必要であると考えます。</p>
<p>(1)①ロについて、「『受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客』には、勧誘してよいかの確認に対し、拒絶を表明した顧客を含む。」と変更願いたい。</p>	<p>不招請勧誘の禁止の趣旨を踏まえると、勧誘の要望を明示的に行っていない顧客に対して、電話又は訪問により意思確認を行うことを認めることは適切でないと考えます。</p>
<p>Ⅱ－３－８（広告規制及び契約締結前の書面の交付等）関係</p>	
<p>(1)③イに規定する「カバー取引相手方」の記載については、ポートフォリオ管理を行っている銀行については、対象外であると考えてよいか。</p>	<p>「ポートフォリオ管理を行っている銀行」という文言のみでは、ご照会の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、仮に照会のご趣旨が、「店頭金融先物取引を行っている銀行が、店頭金融先物取引に関するものに限らず、銀行が保有し</p>

	<p>ている為替ポジション等の全体について、ポートフォリオ管理を行う中の一つの手法として、たまたま委託者等が行った店頭金融先物取引と取引対象通貨等及び売買の別その他これに準ずる事項が同一の取引を行う可能性がある場合に、カバー取引相手方を記載する必要があるか否か」ということであれば、当該取引は金融先物取引法施行規則第1項第4号に規定するカバー取引の要件を満たさないため、本項目の対象とはならないものと考えます。</p>
<p>(1)③ハに規定する「価格等の決定方法に関する事項」とは、下記のような価格決定要素と顧客に提示する時価との相関を合理的に説明できればよいという理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨等については、時価を参照する市場（「東京外国為替市場」など）や時間 ・金融指標は当該金融指標の内容（TIBOR ならば TIBOR がどんなものか） ・オプション価格であれば、価格を決定する要素たる参照する通貨等、金融指標で上記に該当する事項や権利行使の時点等 	<p>基本的にはそのような理解で結構ですが、単に「東京外国為替市場の一定時刻における価格」との説明のみでは十分でなく、当該価格をどのように処理して顧客に提示する価格等を決定するかということを合理的に説明する必要があるものと考えます。</p>
<p>(1)③ハに規定する「・・・価格等の決定方法」については、店頭金融先物取引の場合、各銀行が金融工学を駆使した独自のプライシングロジックを用いて決定しており、各行のノウハウであるため、具体的に記載することは困難。</p>	<p>「価格等の決定方法」について記載すべき内容は、個々の商品により異なると考えられますが、例えばいわゆる外国為替証拠金取引については、参照する為替レートの市場、時間等について記載する必要があると考えます。</p> <p>また、オプション取引等については、価格決定の要素となる事項についての説明が必要と考えます。</p> <p>その他に、各社が手数料等の収益確保のために、これらにより算出した価格に加減算する値がある場合には、その割合等の説明が必要と考えます。</p>
<p>(1)③ニホに規定する「スワップポイント」とは、外国為替証拠金取引に関するスワップポイント金利のことを指していることと理解してよいか。</p>	<p>本項目に規定する「スワップポイント」には、いわゆる外国為替証拠金取引に関するスワップポイント金利が含まれますが、その他の金融先物取引においても、同様の仕組みが組み込まれていれば、それも該当するものと考えます。</p>
<p>インターネット上のバナー広告については、リンクにより誘導されるページ（画面）において広告規制に定められた要件を満たせばよいと理解してよいか。</p>	<p>当該バナー広告が、単に少品種類、商品名、業種、業者名（住所、連絡先を含む）、営業時間のみを表示するものであれば、そのような理解で結構です。</p>
<p>II-3-9（顧客を集めての勧誘）関係</p>	
<p>①さくらを使った催眠商法的勧誘、②荷物を預かってその場から用意に立ち去れないようにする手法、③多数の外務員で消費者を囲んで勧誘する手法などが、法第76条第4号に該当する可能性が高いことを明記すべき。</p>	<p>具体的な勧誘等の態様によりませんが、①②については法第76条第5号（受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続することを禁止）に</p>

	<p>より、③については同条第6号（受託契約等を締結しないで、金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めることを禁止）により対応することとなるものと考えます。</p>
<p>市場環境の説明を行うに当たって、通貨オプション市場等、店頭金融先物市場の動きと絡めて説明せざるを得ない場合もあることから、勧誘を目的とせず商品内容について言及することは、(1)①の「金融先物取引取引の受託契約等の締結の勧誘」に含まれない旨を明確化していただきたい。</p>	<p>金融先物取引法施行規則第25条第7号が「受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらかじめ明示しないで」と規定していることを踏まえ、「勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む」旨の規定を監督指針に追加いたします。</p> <p>なお、当該説明が勧誘を目的としたものではないことについては、説明を行う側が合理的理由等を示すことができるようにしておく必要があるものと考えます。</p>
<p>両建て取引については、勧誘のみでなく、それを行うこと自体を全面的に禁止すべき。</p>	<p>両建て取引については、取引の状況等によっては、一定の経済的合理性を有する場合もあり得ることから、顧客の意思に基づいて行う両建て取引まで全面的に禁止することは適切でないと考えます。</p>
<p>II-3-10（顧客に対する説明責任の履行等） 関係</p>	
<p>両建て取引については、顧客から積極的に両建て取引を行いたい旨の意思表示があって初めて、両建て取引を行うことができる旨を告げることが許されるものとするべき。</p>	<p>両建て取引の勧誘は全面的に禁止されていますが、単に両建て取引を行うことができる旨の事実をホームページやパンフレット等に表示することのみでは「勧誘」に該当するとは言えないと考えます。</p> <p>なお、両建て取引の勧誘禁止の趣旨を踏まえ、監督指針において、上記表示を行う際に同時に表示しなければならない事項について規定を設けているところです。</p>
<p>両建て取引に関して、「スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること」に代え、「スワップポイントの差について委託者が負担することとなること」に言及させるものとするべき。</p>	<p>スワップポイントの状況によっては、スワップポイントの差について業者が負担することとなる場合も考えられることから、ご意見にあるような記述とすることは不適切であると考えます。</p>
<p>両建て取引に関して、「経済的合理性を欠くおそれがある取引」との表現に代え、「既存の取引から生じた損失を一時的に固定することができるのみであり、その必要性がある特別の事情がない限り経済的合理性を欠く取引である」旨に言及させるべき。</p>	<p>両建て取引の勧誘禁止の趣旨を踏まえ、監督指針において、「両建て取引を行うことができる旨の事実」につき表示を行う際に、同時に表示しなければならない事項について規定を設けているところであり、ご指摘の内容は既に監督指針に反映されているものと考えます。</p>
<p>スワップポイントの恣意的な決定を排除するため、金融先物取引業者が取引時表示した数値として、提示、保存すべきとされている数値等に、スワップポイントを含むこととし、その旨を明示するべき。</p>	<p>金融先物取引法施行規則第25条の2第4号は、提示すべき事項として「金融先物取引業者が委託者等の取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの価格」と規定していますので、ご要望のあった事項を監督指針において追加することは困難であると考えます。</p>
<p>書面の交付は重要であるが、密室において書面の記載内容とは異なる説明により勧誘が行わ</p>	<p>顧客に対する勧誘に当たって、各業者が、その勧誘状況を事後的に検証可能としておくこと</p>

<p>れる場合があることを踏まえ、書面のチェックのみでなく、現実の勧誘の態様を録音するなどの方法により記録化するよう指導すべき。</p>	<p>は重要であると考えますが、その手段として、監督指針において、顧客に対する勧誘状況を全て録音することを義務付けることは困難であると考えます。</p>
<p>(1)③イについて、通貨オプション等の価格提示を求められた場合、顧客の要求する条件に沿ってプライシングを行うが、プライシング条件は個別取引により異なるため、顧客に提示した価格以外に価格は存在しないが、それ以上のものを提示する必要があるのか。</p>	<p>実際に顧客へ提示した価格を提示すれば済むものと考えます。</p>
<p>(1)③イに規定する「数値」とは何を想定しているのか。</p>	<p>金融先物取引法施行規則第 25 条の 2 第 4 号に規定する「金融先物取引業者が委託者等の取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの価格」を指します。</p>
<p>Ⅱ－３－１ Ⅰ（顧客情報の管理）関係</p>	
<p>「顧客又はその代理人弁護士からの自己の取引経過について開示を求められた場合に適切な対応をしているか」をチェック項目として追加すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、苦情処理体制にかかる着眼点として、監督指針に、顧客の取引状況等にかかる情報について、顧客から開示要請があった場合に、個人情報保護法に則り、適切に開示等がおこなわれているか留意する旨の規定を追加いたします。</p>
<p>Ⅱ－３－１ Ⅱ（本人確認、疑わしい取引の届出）関係</p>	
<p>(1)①について「異常取引やなりすまし等の不正取引を抽出する体制となっているか。」を、「・・・不正取引を防止する体制となっているか。」に修正し、さらにイ及びロを削除願いたい。</p>	<p>本人確認法の目的を達成するためには、(1)①イ及びロに規定する確認等を行うことなど、不正取引を抽出する体制を整備する必要があるものと考えます。</p>
<p>Ⅲ－１－１（一般的な監督事務）関係</p>	
<p>問題業者の把握のため、情報収集を行うことを明示すべき。</p>	<p>監督対象となる業者に関する情報については、従来より、当該業者を監理する財務局又は金融庁において、また、金融先物取引業者の違法行為に関する情報については、証券取引等監視委員会の情報受付窓口において受け付け、情報収集を行っているところです。</p>
<p>Ⅲ－２－１（登録）関係</p>	
<p>引き続き店頭金融先物取引業務を行っている者については、登録時の体制審査の項目として、どの程度の苦情件数があり、どのような苦情処理が行われていたかを審査すべき。</p>	<p>改正法施行前の苦情処理状況を理由として、登録を拒否することは困難であると考えます。</p>
<p>(5)ハにおいて、体制審査の項目等として「常勤役員の中に・・・3年以上経験した者が複数確保されていること。」という記載があるが、「外国為替取引業務」とは外国為替証拠金取引業務は含まれるのか。</p>	<p>いわゆる外国為替証拠金取引業務については、改正金融先物取引法施行前に行っていた場合であっても、改正金融先物取引法に規定する「店頭金融先物取引」に該当するものであれば、本項目の適用に当たっては、「金融先物取引業務」に含まれるものと考えます。</p>
<p>(5)ハにおいて体制審査の項目等として「金融先物取引業務を3年以上経験する者を複数確保されていること」が定められているが、外為知識に相当詳しい者がおり、業務遂行が充分可能</p>	<p>「外為知識に相当詳しい者」という基準を設けた場合、相当詳しい者であるか否かの立証が困難であり、判断基準が曖昧になってしまうことから、体制審査の項目としては、左記の条件</p>

と判断される場合には、上記項目を新規参入の条件としなくてもよいのではないか。	を設けているところです。
Ⅲ－２－４（業務に関する帳簿書類）関係	
(2)①については、金先法施行規則第 26 条の規定と平仄を合わせ、削除すべきではないか。	ご意見を受け、当該箇所を削除いたします。
(3)に規定する「受注と同時」とは、「成約と同時」と読み替えて差し支えないか。	店頭金融先物取引の場合であって、受注＝成約となる場合には、成約時に入力することとなります。
「法定帳簿のうち金融先物取引注文伝票及び証拠金元帳については、自己取引に係る記載は要しないものとする」旨を、従来の事務ガイドラインと同様に、監督指針に盛り込むよう要望する。	ご意見を受け、取引所金融先物取引に関しては、法定帳簿のうち金融先物取引注文伝票及び証拠金元帳については、自己取引に係る記載を要しない旨を規定することと致します。
その他	
顧客が海外業者と直接契約並びに取引を行い、業者その契約や出金等のサポート業務を行い、海外業者より手数料を受け取る形態の取引が一般化しているが、監督指針案では、この形態について明記されていないと思われま。証券取引法上ではこの形態が明記されている（事務ガイドライン等）ので監督指針に明記すべきではないかと考えます。	金融先物取引の勧誘を行うのであれば、照会のような業務は金融先物取引の媒介に該当し、金融先物取引業者として登録を受けて行う必要があるものと考えます。 なお、国内の委託者等との取引を行うことを前提としている場合、当該海外業者についても、金融先物取引業者として登録を受ける必要があるものと考えます。